○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件(平成二十二年十二

月金融庁告示第百三十二号)

及び当該会社グループが当る証券化取引を行った場合の証券化取引を行った場合の記券化目のでは、	は 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称二 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出へ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	に規定する体制の整備及びその運用状況の概要第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。)まで第六号(連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第二項及び	ロ 連結自己資本規制比率告示第二百二十七条第四項第三号から イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要 七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 ー〜六 (略)	2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。第三条 (略) (事業年度の記載事項)	改正案
	合には、その理由を含む。) 定に使用する格付機関の名称(使用する格付機関を変更した場	ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判ハ 証券化取引に関する会計方針 額の算出に使用する方式の名称	ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットのイ リスク管理の方針及び手続の概要七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項ー〜六 (略)	2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。第三条 (略) (事業年度の記載事項)	現

ージャーを保有しているかどうかの別

 \vdash 法人等のうち、 会社グループの子法人等 当該会社グループが行った証券化取引 (連結子法人等を除く。 及び関連 (会社グ

ループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。 に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

証券化取引に関する会計方針

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判

合には、 その理由を含む。) 定に使用する格付機関の名称

(使用する格付機関を変更した場

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、 その概要

定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、 その内容

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(略)

追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、 当該内

部モデルの概要

包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、 当該内

部モデルの概要

(略)

(略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

会社グループがオリジネーターである場合における信用リス

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ~ニ (略)

(新設)

(新設)

ホ (略)

九~十一 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一~六 (略)

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャ

(新設)	(1) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削
資産の種類別の内訳	
9 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な	(削る)
の内訳を含む。)	
券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別	
8 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証	(削る)
(5)	(8) { (10) (略)
	クスポージャーについて区別して記載することを要する。)
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化工
4 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ	(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
	載することを要する。)
類別の内訳	類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記
(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種	(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
	原資産の種類別の内訳
(新設)	(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
	の種類別の内訳を含む。)
	に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産
(新設)	(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期)
	―の主な資産の種類別の内訳
(新設)	3 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
(1) • (2) (略)	(1) · (2) (略)
	る次に掲げる事項
ーに関する次に掲げる事項	ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す

減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ

口 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセ れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

口

げる事項 ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲

(1)載することを要する。) 類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種

(2)クスポージャーについて区別して記載することを要する。 ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ

(略)

(4)|(3)保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削

れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ

(5)(略)

ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケッ

関する次に掲げる事項

産の種類別の内訳 合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資 ・ジャーを保有しない証券化取引の原資産については、 原資産の合計額、 (ただし 資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び 会社グループが証券化エクスポ 当期

> る次に掲げる事項 会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関す

(1) 類別の内訳 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種

ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ

(2)

(3)(略

(新設)

(4) (略)

新設

の証券化取引に係るものに限る。)

- の主な資産の種類別の内訳 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
- の種類別の内訳を含む。) に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産 | 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期
- 原資産の種類別の内訳 正券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
- 載することを要する。) 類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記り) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
- の所要自己資本の額の内訳 「つ総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別ーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別ーの総額並びに所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウーの所要自己資本の額の内訳
- 原資産の種類別の内訳 原資産の種類別の内訳 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な
- | び主な原資産の種類別の内訳| により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及| 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に一、

(主な原資産の種類別の内訳を含む。

- (i) 掲げる事項 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする
- (ii)| 信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額 条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの |実行済みの信用供与の額 EAD の額の合計額に対する所要自己資本の 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還 額
- (iii) 信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額 条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還

ク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次 に掲げる事項 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リス

(1)載することを要する。) 類別の内訳 保有する証券化エクスポージャーの (再証券化エクスポージャーについて区別して記 額及び主な原資産の種

(2)クスポージャーについて区別して記載することを要する。 ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ (再証券化エ

(3)保有する包括的リスク計測対象となる証券化エクスポージ 所要自己資本の額の内訳 の額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別

(新設)

九~十一(略)	九~十一(略)
口 (略)	二 (略)
	る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
	額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係
(新設)	ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の
	均及び最低の値
	期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平
(新設)	ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示
イ (略)	イ (略)
を使用する最終指定親会社に限る。)	を使用する最終指定親会社に限る。)
八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式	八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式
	び主な原資産の種類別の内訳
	により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及
	(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定